昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年二月十五日発行　SSKP　通巻第7596号

SSKP 脊損ニュース

2月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲温泉健康保養センター ロータスイン

〒969-4401
福島県耶麻郡西会津町登世島字下小島187

ＴＥＬ　０２４１－４５－２９００
ＦＡＸ　０２４１－４５－４３９３
https://www.lotosinn.com/

バリアフリールーム　２室
洋室　ツイン仕様（２名使用）
１泊　２食付　１名につき
￥　８，９５０～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈２月号目次〉

2021年新年のご挨拶
代表理事　大濱　眞　……　3

寄稿　司法と福祉の連携について
福岡県支部　久保親志　……　6

支部報だより　大分県支部
大分県支部　高原政寿　……　11

減災《減災意識をたかめる》　……　13

万華鏡21・豪雨災害支援金のお願い　…　17

組織部報告・編集後記　……　18

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

汗をかいてもムレずに寝心地抜群！

◆ 高い吸汗性と通気性で寝心地は常にさらさら！

◆ 安眠布団としても最適！

※ ベッドマット専用のシーツ（別売り）もございます。
※『労働災害補償保険』対象商品です。
詳しくはお問い合わせください。

シングル
74,800円（税込）

【側地】表面：綿35％・ポリエステル65％（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100％
【中綿】シリコンファイバー100％ 【サイズ】長×幅×厚(cm)：210×90×10

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

高い保温性と通気性で冷えず・ムレず！

◆ 座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群！

※ アームチェアパッド専用のシーツ（別売り）もございます。

31,900円（税込）

【側地】表面：綿35％・ポリエステル65％（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100％
【中綿】シリコンファイバー100％ 【サイズ】長×座面幅×背幅×厚(cm)：100×50×45×8

車椅子パッド
¥15,400（税込）

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長

- ＮＡＳＡでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**

4箱以上セットのご注文の場合は、送料無料で更にお得!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

2021新年のご挨拶

2020年を振り返り、2021年を展望して

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事　**大濱　眞**

脊損ニュースをご愛読の皆様に、新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、会員の皆様、支部長と支部役員の皆様、本部役員の皆様をはじめ、多くの方々に全脊連の活動にご尽力を賜りましたことに厚く御礼申し上げるとともに、本年も引き続きのお力添えを賜りますようにお願い申し上げます。

昨年は、ただただひたすら新型コロナウイルス（COVID-19）に振り回された１年間でした。

例えば、古川俊治「Significant Scientific Evidences about COVID-19［2020年11月25日版］」は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス２（SARS-CoV-２）の安定性について、以下のように整理しています。

☆☆　SARS-CoV-２の感染性は、エアロゾル状態で３時間、プラスチックやステンレスでは72時間までは認められた。

○　SARS-CoV-２を培養すると、感染性ウイルスは４℃での２週間ほぼ安定、22℃での減少は限られていたが、37℃では２日目、56℃では30分、70℃では５分以内に検出出来なくなった。…

以上の指摘からも、私たちの生活を一変させたこのウイルスが、非常に厄介な相手であることが理解できると思います。

新型コロナウイルスの全国的な蔓延のため、昨年は千葉県での総会を中止し、リモートでの開催と致しました。もちろんこのようなオンライン開催は初めてでしたが、多くの代議員にご参加いただきました。また、昨年は、団体内の理事会や国の審議会など、あらゆる会議がオンラインまたは会場とのハイブリッドで開催された１年でした。

ただ、そうした中にあっても、９月には、全脊連と特定非営利活動法人日本せきずい基金の共催で講演会を開催しました。筑波大学の國府田正雄先生には、G-CSFやMuse細胞を用いた脊髄再生医療の臨床研究、ロボット・リハビリテーション、臨床試験の基

盤整備などについてご講演いただきました。また、徳島大学の加藤真介先生には、日本脊髄障害医学会による2018年の全国疫学調査について、過去の調査との比較を交えながらご説明いただきました。

また、11月には千葉県支部が公開講演会を開催されました。展示業者の皆様のプレゼンテーションに始まり、車椅子使用者の自動車運転、防災と要援護者支援、ピアサポートの取り組みなど、非常に多岐にわたる内容となりました。

これらの講演の様子は、YouTubeでライブ配信を実施したほか、現在もアーカイブ配信しています。ぜひご視聴ください。

昨年は、バリアフリー施策が大きく進展した１年でもありました。

まず、ユニバーサルデザインタクシーの関連で、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領と、バリアフリー整備ガイドラインの車両等編が、それぞれ３月に改正され、スロープの耐荷重の基準が200kg以上から300kg以上に引き上げられました。

５月には改正バリアフリー法が成立しました。この中で、公共交通事業者に対するソフト基準の遵守義務や、一般利用者に対する車椅子使用者用の駐車施設やトイレの適正利用の責務などが盛り込まれています。また、公立小中学校の位置づけを特定建築物から特別特定建築物に変更し、建築物移動等円滑化基準への適合義務を課しています。このことは、災害時に学校施設が避難所として利用される点だけでなく、インクルーシブ教育の推進という観点でも非常に重要だと思います。

８月には国土交通省の「新幹線のバリアフリー対策検討会」が最終とりまとめを公表し、新幹線車両について、車椅子席に代えて車椅子用フリースペースを整備する方針が打ち出されました。これを受けて、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準と、バリアフリー整備ガイドラインの車両等編が、10月にそれぞれ改正されました。施行日は2021年７月１日です。

年末には、国土交通省の赤羽一嘉大臣が、全脊連をはじめとする障害者団体に対して、高速道路料金の障害者割引の要件緩和の方針を表明されました。現行制度における「障害者１人につき事前登録した車両１台」に加えて、2023年３月までに、障害者が乗車するタクシー、旅行先のレンタカー、車検中の代車などにも割引対象を広げる内容です。赤羽大臣は、新幹線の車椅子用フリースペースでも強力なリーダーシップを発揮してくださっています。

同じく年末にはバリアフリー法に基づく基本方針が改正され、2021年度からの数値目標が設定されました。さらに、観光庁でも「観光施設における心のバリアフリー認定制度」がスタートしています。

一方、重度障害者の通勤中と職場内における介助支援では、昨年10月から新たな取り組みが始まりました。これは、障害者福祉の側では市町村地域生活支援事業に、障害者雇用の側では納付金制度に基づく助成金に、それぞれ新メニューを創設し、これらを組み合わせて支援を提供するという内容です。

しかし、重度障害者に対する介助支援が生活場面によって

・障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護や重度訪問介護など）
・障害者雇用助成金の「職場介助者の配置・委嘱」

に分断されている従来の制度に対して、新制度では

・障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護や重度訪問介護など）
・市町村地域生活支援事業の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」
・障害者雇用助成金の「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」
・障害者雇用助成金の「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」

の４つに細分化されてしまい、この点ではむしろ後退しています。また、利用手続きもきわめて複雑で、新制度がどこまで浸透するか未知数です。

全脊連としては、生活場面に関係なく訪問系サービスをシームレスに利用できる制度を求めてきました。障害者総合支援法の報酬告示における「外出」の定義から「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出…を除く」という規定を撤廃することを、引き続き求めていきたいと考えています。

障害者差別解消法については、2019年２月から内閣府の障害者政策委員会で見直しに向けた議論が進められ、2020年６月には政策委としての意見が取りまとめられました。これに対して、同法を所管する内閣府も、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化を中心とした改正法案を本年の通常国会に提出することを検討していることを、12月に公表しています。

国連の障害者権利委員会も、新型コロナウイルスに翻弄された１年でした。2020年３月に予定されていた第23会期は延期され、８月から９月にかけてオンラインで開催されました。第24会期で予定されていた、障害者権利条約に関する日本の政府報告に対する締約国審査も、本年の夏の会期かそれ以降に先延ばしされる見込みです。

本年も依然として新型コロナウイルスが猛威を振るうと思われます。そうした中でも、私たちは団体としての取り組みを進めなければなりません。

前述のように、全脊連や千葉県支部では、動画のライブ配信を併用してイベントを実施しました。ウェブ会議システムを用いたピアサポート活動にチャレンジしている支部もあります。

昨年12月にワクチンが開発されたことによって、今年のどこかで収束に向かっていくと期待しています。しかし、それと並行して、アフター・コロナの状況下で私たちは何ができるのか、どのように社会に貢献できるのか、障害者を排除しないかたちで「新しい生活様式」を構築するには何が必要か、引き続き考えていきたいと思います。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

寄稿

司法と福祉の連携について

福岡県支部
久保　親志

はじめに

2020年は新型コロナウイルス感染症で日本中、いや世界中の人々が頭を悩ます年となりました。日本ではコロナは年明けから私たちの生活に影響を及ぼし始め、春には緊急事態宣言が出される事態に陥りました。

宣言は５月下旬に解除されましたが、感染拡大の懸念は依然として残っています。私たち障害者は、生きるため、生活するためには人の何らかのサポートが必要です。「街に出よう」、「社会に訴えかけ一員として暮らす」ことを標語として運動してきました。しかし感染防止のため、それは行いづらいものがあります。私たちはこのパンデミックをどのように乗り越えていけば良いのでしょうか。ヨーロッパなどでは、10月から新型コロナウイルス感染者が増加しており、そこに住む障害者の様子が見えにくいです。日本も対岸の火事ではありません。私たちは世界の仲間とともに一緒に声を上げる必要があります。ところで、日本の刑事司法システムは、警察、検察、裁判所、刑務所、保護観察で構成されています。社会福祉士や精神保健福祉士は、地方検察庁、刑務所、更生保護施設に入って、検事や弁護士などの多職種とチームを組み、他機関と連携協働しながら活動しています。

例えば刑務所内で働く場合、重要な役割の一つが、権利擁護の実践です。権利擁護とは、受刑者が塀の中でも安全を確保し、必要な権利を表明できるように教育したり、心理的社会ニーズを組織へ代弁したりすることです。具体的な取り組みとして、更生支援計画書の作成や提示、裁判における証言などがあります。このような「多職種・多機関連携と協働」や「権利擁護実践」に加え、「新型コロナウイルス」の問題も発生しているのです。この様な時代だからこそ、私達は、今一度「司法と福祉の連携」について考える必要があると考えます。

家族や支援者、さらに居場所もなく、劣悪な生育歴の中で、福祉と結びつくことがない障害者や高齢者がいること。彼らが、生きていくために罪を犯し、その、罪がおにぎり一個の万引きや無銭飲食・無賃乗車のような微罪で、繰り返し刑務所に入ることによって生きのびていることを、私は、これまで何回も主張してきました。

出所後の障害者や高齢者の再犯を防ぐためには、裁判から矯正施設といった、繋ぎ目で福祉の支援を行うことが重要なのです。そこで、「地域生活定着支援センター」が発足したのです。地域生活定着支援センターは、刑務所を出所した障害者や高齢者の社会復帰を促し再犯を防ぐため、2009年７月に、保護観察所と協働し、厚生労働省の補助事業「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）を根拠として設置が始まり、2012年３月に全国47都道府県に設置されたのです。これから、累犯障害者・高齢者を支える次のステップに踏み出そうとしています。

それでは、シンポジウムへと続きます。

シンポジウムでの学び

2016年９月10日（土）、西南学院大学チャペルを会場に「下関駅放火事件から10年―累

犯障害者・高齢者を支える包摂型地域創造シンポジウム」が開催され、参加しました。基調講演の講師は、村木厚子氏（元厚生労働省事務次官）でした。

村木氏は、「郵政不正冤罪事件」で大阪地検特捜部に逮捕勾留された経験を持ち「検察の在り方検討会議」で意見を述べています。

演目は、「共生社会を創る」です。その講演で着目したのは「負の回転ドア」の項目でした。周囲の無理解で必要な福祉サービスが受けられない。居場所がなく、孤立する。

そして罪を犯し、家族や周囲との関係が崩壊・破壊する。

孤独や生活苦が深まり、罪を繰り返す。犯罪を繰り返す障害者や高齢者には、こうした「負の回転ドア（連鎖）」があると指摘された。支援センターは、罪を償った直後から必要な福祉サービスにつないで負の連鎖を断ち切る支援を展開する働きをするのです。

続いて、「福岡県地域生活定着支援センター」の活動報告がありました。福岡県地域生活定着支援センターは、2010年７月に設置されました。

北九州市でホームレス支援などを続けるＮＰＯ法人「抱樸（ほうぼく）」（奥田知志理事長）が福岡県の委託を受けて活動している。小畑孝仁センター長の話によると、2010年から2016年７月までの約６年間で総数405人を支援したということでした。厚生労働省の資料によれば、地域生活定着促進事業における、地域生活定着支援センターの主な業務については、次のとおりです。

（１）コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は、福祉サービスに係る申請支援等を行う。

（２）フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。

（３）相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又は、その関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うとのことです。

ここで、軽度の知的障害がある60代男性の「傷害致死罪」で、懲役６年の判決を受けた例をあげてみます。支援センター職員が出所の半年前から、面談や受け入れ施設との調整など「コーディネート」支援を担い、また、出所後は行政手続きや受診などを手伝う「フォローアップ」支援も続けた。現在、男性はボランティア活動に参加するなど居場所を見つけ、生活が安定しつつあるということです。

厚生労働省によると、2012年～2014年度の都道府県別の支援件数は、福岡が724件（コーディネート334件、フォローアップ390件）と全国最多です。東京576件や北海道605件などと比べても、出所後のフォローアップ件数が目立って多い事が分かります。出所後、最低でも半年から一年間は関わり続ける「伴走型支援」に力を入れているため、支援件数が増加しているそうです。

このあと「下関駅放火事件とは何だったのか」との発題で、ＮＰＯ法人「抱樸」理事長で牧師の奥田知志氏の講話がありました。シンポジウムの焦点である「下関駅放火事件の経緯」から始まりました。

平成2006年１月７日、午前１時50分頃西日本旅客鉄道（ＪＲ西日本）の下関駅東口駅舎などが放火により全焼した事件です。被疑者は、知的障害者の男性福田九右衛門さん（当時74歳）だった。放火動機は、「刑務所に戻りたかった」です。被害額は５億円以上で、懲役10年の判決を受けた。判決は「軽度知的障害で、かつ高齢でありながら、刑務所を出所後、格別の支援を受けることもなかった」と指摘しました。当時、福田さんは放火の前科が10件（すべて実刑）あり、22歳以降の40年以上を刑務所で過ごしていた、いわゆる「累犯障害者」だったのです。

過去の裁判で６回も知的障害などを認められたが、一度も障害福祉にはつながらなかったそうです。下関駅の事件は、福田さんが、2005年12月30日に福岡刑務所を出所した８日後に発生している。福田さんは事件までの間に、警察に保護されたり、福祉事務所に連れ

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

て行かれたりと、８つの公的機関に接触した。生活保護を求めたが、「住所がないと駄目だ」と相手にされず、公的支援は受けられずそこで下関行きの切符を一枚もらったのだというのです。そして、下関駅で警察官に退去を求められた末に放火に至ったという次第です。北九州市でホームレス支援などを続けるＮＰＯ法人「抱樸」理事長で牧師の奥田知志氏は逮捕直後から、報道で男性の孤独な状況を知り、面会に訪れた。福田さんは人生で一番つらかったのは「刑務所を出た時、誰も迎えに来なかったこと」と答えたのです。父親に火の付いた薪を体に押しつけられた生い立ちも打ち明けた。お腹には大きな傷跡が残っていました。それは彼自身の「心と人格」にも大きな傷を残したのです。奥田氏が「今度出所するときは必ず迎えに行く」と約束すると、福田さんは涙を流しました。服役中も60～70通の手紙をやりとりした福田さんは毎回、「迎えに来てくれるのが楽しみ」と書いていたのです。こうした縁から、奥田氏が身元引受人となり、六月に奇跡の仮出所（北九州医療刑務所移送後）が認められたのです。奥田夫妻の出迎えに福田さんは声を上げて泣いた、「生まれて初めての出迎えだった」というのです。奥田氏は言う、「ルカによる福音書一五章に『放蕩息子のたとえ』がある。ある日、父の財産をもらいたいと弟息子が言う。父は身代を分けてやり息子は家を去った。その後放蕩に身を持ち崩した息子に飢饉が追い打ちをかける。飢餓状態の中で息子は悔い改める。「立って、父のところに行って、こう言おう。『おとうさん。私は天に対して罪を犯し、またあなたの前に罪を犯しました』」。ついに放蕩（ほうとう）息子は父のもとへと戻っていった。息子の帰りを待ち続けた父は、まだ遠く離れていたのに息子だと気付き、走り寄って彼を抱きしめ口づけをした。人は独りでは生きてはいけないのです。いざという時、私たちには帰るところ（ホーム）が必要なのです。『帰るところ』、それは裁きと赦（ゆる）しのある場所、十字架と復活の場所、いのちの場所だ。この物語は、人には『帰るところ』が必要であるという事実を端的（たんてき）に表している。父なる神は、今日も息子の帰郷を待っておられる。私たちには『帰るところ』があるのだ。子どもの頃の不幸な出来事やその後繰り返された犯罪が原因で福田さんは、家族と断絶し「帰るところ」を失った。50年間、ひとりぼっちで生きてきたのです。親といえども「帰るところ（ホーム）」になれないことがある。人は弱い。しかし、それでもなお「お父さんと一緒がよかったなあ」と言う息子はどこに帰ればいいのでしょうか。

私たちは、イエス・キリストの譬えによって、自分にはなお「帰るところ」があることを知る。父なる神は、私たちを待っておられる。そして、見つけ出し走り寄り、抱きしめてくださる。その恵みの重要さに気付いた私たちは、どう生きるべきか。今日「帰るところ」を失った人々、すなわち「ホームレス（絆を失った）」な人々が増えている。時代は無縁の様相を呈しています。この中で私たちが「ホーム」になることができるのか、教会はホームになれるのか。」と。出所に当たり、保護観察所や自治体、保護司、受け入れ施設などの七機関が協議を重ね、連携して受け入れ態勢を整えてくれた。現在、福田さんは抱樸が運営する施設に入所し地域で暮らしている。彼は、現在88歳で元気だそうです。

奥田氏は「事件の本質は、障害がある人が罪を犯して刑務所を出所後、何の社会保障制度にもつながらず、累犯となることにある」と述べておられる。私も、障害のある人を支えるべき「福祉」の貧困と「刑罰」に重きを置いた刑事司法制度のあり方こそが問題だと思いました。

最後に、シンポジウムがあり、コーディネーターに奥田氏をおき、村木氏・弁護士・保護観察所所長・支援センター長が、支援の在り方について議論しました。

累犯障害者とは

それでは、次に、累犯障害者に対する刑事司法の歩みを追ってみたいと思います。

刑法のいう累犯とは、懲役刑の刑期を終えて５年以内に、再び懲役刑が科せられる犯罪を行うことをいい、その時には刑期の上限が２倍になります（刑法第56～57条）。累犯者の刑が重く処罰されるのは、一度刑罰を科されたにもかかわらず、改悛せずに犯罪を重ねており、それ故に前の刑罰の効果が十分ではなく、初犯者よりも強い責任非難が加えられるからです。累犯には、再犯とそれ以上の三犯以上があります。累犯障害者とは、罪を犯す虞（おそれ）があり、犯罪を繰り返す障害者を指します。最近の犯罪情勢においては、再犯を問題視することが多くなっているからです。特に、高齢者や障害者の犯罪や再犯が顕著です。

その理由としては、彼らにとって「監獄」といわれる場所は、刑務所の中よりも、むしろ塀の外の社会にあるのではないでしょうか。累犯障害者に「刑事訴訟法」の規定する訴訟能力や受刑能力が備わっているかどうかは、極めて疑わしいと思われます。

しかし、身元引受人や受け入れ先もなく、また、自力で再就職し、生活の基盤を作ることも困難なため、刑務所に入らなければ生きることすら危ぶまれ、検察官や裁判官もやむを得ず、受刑させている感もぬぐえません。刑務所が彼らにとって「最後のセーフティネット」となっている実態が示すことからも明らかだと思います。同じく、知的障害者の犯罪や再犯も起こっていますが、現在まで「等閑視」されて来ました。

しかし、2001年に秘書給与流用の罪で実刑判決を受け黒羽刑務所に収監され、受刑中に「障害者の世話係り」を担当するという経験をふまえ、実際に累犯障害者と共に433日に及んだ獄中で生活を送った、元衆議院議員の山本譲司氏が、出所後に自身の体験談とその後の追跡調査などから獄中生活を綴った『獄窓記』をはじめ『続・獄窓記』『累犯障害者』が大きな反響を呼んだのです。

この著書をきっかけに、マスコミ等でも頻繁に取り上げられるようになりました。その後、「累犯障害者」の実態が明らかになって来たことは、みなさんご存知のとおりです。

冤罪と誤判の問題

更に、知的障害者の冤罪（えんざい）事件も特筆されます。2004年、強盗事件で誤認逮捕・起訴され、公判中に真犯人が現れ無罪となった重度知的障害のある宇都宮市のＹさんの「宇都宮事件」があり、1990年、栃木県足利市で女児が行方不明になり、翌朝、遺体となって発見された事件で犯人とされて服役していた軽度の知的障害のＳさんと、遺留物のＤＮＡ型が一致しないことが2009年、再鑑定により判明し、冤罪であったことが発覚しその後、再審で無罪が確定した「足利事件」があります。何故に、知的障害者に冤罪が起きるのでしょうか。平成21年に大阪で起きた、知的障害者による放火事件を取材したジャーナリストの江川紹子氏は、「記憶力はすごく良い。しかし言葉のキャッチボールと、イエスとノーでは答えられない複雑な質問が苦手」とその特性を示したうえで、「『お前が火をつけたんだよな』と聞かれると『はい』と言ってしまう」と指摘しています。このような悲惨な冤罪や誤判がある故に、取り調べの可視化が必要なのです。しかもそれは、後でプロセスを確認できるように「全面的な可視化」でなければ意味がないと思います。知的障害によって、コミュニケーション能力に問題がある被疑者について、全取り調べを録音・録画する必要があることを法務省と検察庁に強く求めたいのです。

司法と福祉の連携

累犯障害者の問題が、「厚生労働科学研究」をはじめとする、いろいろな調査研究によって明らかにされ、さらに高齢者の犯罪の増加が大きな社会問題となって来ています。

この二つの現象が、私たちに、提起しているのは罪を犯した人たちが、いかにして社会復帰をめざすかという「更生」の環境作りと、罪の背景に対する問題です。犯罪の要因には、それを引き起こした人たちの社会的問題が存在しています。それを解決することな

く、「罪」とそれに対する「刑罰」に重きをおく我が国の刑事司法の仕組みが、結果として再犯を防げず、犯罪を繰り返す累犯障害者や高齢者犯罪の増加を生んで来たといえます。今こそ、司法に求められているのは、罪を犯した人たちの「更生」と社会復帰を中心に据えた、福祉との連携による新たな司法のあり方です。繰り返しますが、罪を犯した障害者や高齢者の社会復帰への道は、司法と福祉の連携により、刑務所を出所した高齢者や障害者の社会復帰の福祉的支援を行う、前述した「地域生活定着支援センター」が必用不可欠です。他方、矯正施設での処遇プログラムにはなじめない「発達障害等」の多様な障害のある人たちや、薬物使用という二次的障害のある「薬物犯罪者」に対する再犯防止に向けた法的整備は、不十分のまま現在に至っています。彼らの確かな「更生」に少しでも近づくためには、人生そのものを支援する「福祉」との協働体制と、それを取り入れた「司法」の新たな仕組みをいかに構築するのかが、大きな鍵を握ってくるのです。

私は、刑事政策と社会政策の連携こそ、司法と福祉の狭間をつなぐ架け橋になると思います。現在、社会福祉士や精神保健福祉士が刑事施設に配置され、刑務所内で、特に高齢の受刑者や障害のある受刑者に対して、出所後の福祉環境を整えることが行われていることも、累犯者を生まないための良い施策だと思います。更に、冤罪を作らないために、司法関係者（警察官及び、刑務官等）に対する障害に関する理解を深める研修を行うべきです。いわゆる、福祉事業所の利用を、適切な監督と指導を受けながら、地域社会で更生を図る「社会内処遇」と呼ばれる刑事処分にすることを学ぶのです。社会に居場所がなく、罪を犯している人がいる状況をもっと知ってほしいのです。この事業の制度化が、累犯障害者が更生して社会復帰をなし、犯罪に手を染めないという、実効性を持つものになると考えます。

また、実効性のある支援を可能にするためには、多様な機関との連携が望まれます。障害の特性は多様であり、障害を持つ人達がおかれた状況も千差万別です。様々な角度や視点から、福祉機関と司法機関が連携・協働して支援を実施することが望まれます。

おわりに

累犯障害者の問題が世に問われて、早や10数年が過ぎました。いまだに、刑務所が彼らにとって最後のセーフティネットとなっている実態を捉え、彼らを支えるべき「福祉」の貧困が問題です。「罪」に対する「刑罰」に重きを置いた、社会復帰に至る過程を重視しない、刑事司法のあり方も課題です。前述したように、近年増加する高齢者の犯罪においても、同様のことが指摘されています。

こうした反省の上に立ち、現在「司法」と「福祉」が連携した新たな施策や取り組みが次々と行われています。

現状では、司法と福祉の狭間に追いやられた彼らを刑務所出所後に、福祉につなげる「出口支援」から、必要に応じて刑務所に入る前に司法に働き掛け、刑事施設ではなく、福祉施設での社会化を促していく「入口支援」にまで手がけるようになりました。司法と福祉が連携して社会復帰を支えることが必用不可欠です。

以上

参考文献＝山本譲司著『極窓記』新潮文庫、山本譲司著『累犯障害者』新潮文庫、厚生労働科学研究報告書『罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究』、奥田知志著『もう、ひとりにさせない』いのちのことば社。

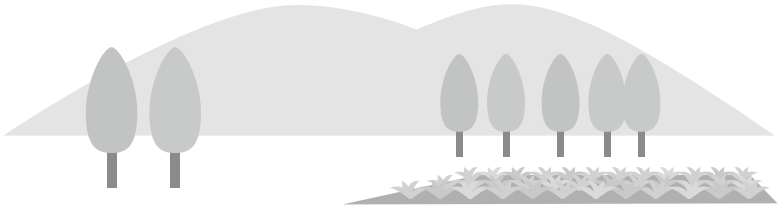

支部報だより

大分県支部「豊の輪50号」より

身障者駐車場が 何故 広いのか？

大分県支部
高原　政寿

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度（施行　平成23年12月）」は車いすマーク駐車場の適正な利用を推進する制度です。

県内の利用証発行数２万2607枚（令和元年８月現在）となりました。

障がいのある方や介護の必要な方、妊産婦さんやけがで一時的に松葉杖や車いす使用の方などの、車の乗降や歩行が困難な方のために、車の扉を全開に開けられるスペースを設けた「大分あったか・はーと駐車場」を上記の利用証を駐車時に車内に掲示することで、利用することができる制度です

お近くの保健所や市役所・支所などで申請が出来ますので、申請基準などを知りたい方は、県HPや保健所・市役所・支所で問い合わせをお願いします。

現在、38の自治体（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を含みます。詳しくは県HPでご確認をお願いします。）との間で、利用証の相互利用ができるので、ご旅行にも便利です。

《利用者の意見》

本当に身障者駐車場を必要としている人とそうでない人と区分けされ、車に張っている身障者マークより、見た目でも判断しやすくなってはいますが、まだまだ健常者の方の安易な利用のために駐車出来ないことが多いとした声も多く上がっていますので、参考画像の後に、いくつかご紹介します。

○健常者が平気で停める

一番多い苦情なのですが、何故、大きくスペースを設けているのか興味すら持たずに、入り口から近いとか、屋根が有するから助かるなどの自身の利便性だけを考えている方ですね。車の扉を全開に開ける必要が無く乗降できる方は使用しないで欲しいですね。

○私は障がい者だから、あるいは高齢者だから利用できると思い利用されている

障がい者・高齢者の方なら誰でも利用できると勘違いされている方も多いのですが、『乗用車の扉を全開に開けないと乗降が出来ない方』を対象とした制度で写真を見ると分かりますように車いすを横付けにしないと乗降する事が出来ないので、普通に乗降できる障がい者・高齢者の方は「プラスワン区画」や普通の駐車場の利用をお願いします。

○黄色（期限付き）の利用証を期限超えて使っている

以前の生活に戻れたのに返還されないで、そのまま、利用しているようです。返却しましょう。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

○利用証が必要な当人以外の方が使っている

ご家族の利用証を使用している（例　車いす利用のお爺ちゃんの利用証を健常者の息子夫婦が利用）模様です。

《感想》

主なところで、このような感じなのですが、ほぼモラルの問題となります。

誰でも年を取り高齢者となります。また、障がい者になるのは交通事故も大きな要因の一つであって、誰にでも起こりうるのですが、もし、自身が、あるいは自身の大事な方が障がい者になった時に、車を駐車するのに苦労したらどう思われますか。

『他の人も停めているから』とか『チョットの時間だから』ではなくて、健常者・高齢者・障がい者の誰もが当たり前に生活が出来る地域社会づくりに協力をお願いします。

（当会では、施行前から制度作りに参画していましたので、これからも豊の輪紙面で、周知のために、たびたび掲載します。）

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

防災省「必要」61%
政府否定的、再考促す
全国自治体アンケート

全国自治体の61.4%は、災害の備えから復興までを一手に担う国の専門機関「防災省」が必要と考えていることが10日、共同通信アンケートで分かった。多くが理由として、防災業務が複数省庁に分散する縦割り行政の弊害を指摘。一元化して体制を強化し、東日本大震災級の巨大災害に備えるよう求めた。政府は防災省に否定的で、再考を促した格好だ。今年で震災から10年月。

1516自治体が昨年10～12月に回答した。内訳は「必要」23.2%、「どちらかといえば必要」38.2%。反対に「不要」は0.9%、「どちらかといえば不要」は1.6%だった。

防災省が必要とした自治体からは「現在の縦割りでは多方面との調整が必要で対応が困難」(愛知県東郷町)、「国の補助金を受け取るのに省庁間の調整が必要な場合もあり、混乱が生じたり、事務量が増加したりしている」(三重県川越町)との苦言が相次いだ。

災害の続発も背景にある。新潟県聖籠町は「全国的に災害が頻発しており、スピード感がある対応には、体制強化が必要」とし、茨城県東海村は「災害が激甚化する中、機能と権限を集中させた体制を確立しなければならない」と指摘した。

防災省の効果は「想定外の事態にも対応できる専門性が蓄積し、意志決定が早くなる」(藤沢市)、「自治体職員の経験不足を補う」(秋田県五城目町)などを挙げた。

一方、2018年の西日本豪雨で被災した岡山県は「関係省庁の連携による支援があった」として、不要と答えた。

国の防災業務は内閣府と内閣官房が調整役となり、国土交通省、総務省消防庁などが分担している。

防災省を求める声は東日本大震災を機に高まり、18年には全国知事会が創設を提言。これに対し政府は「現在の仕組みは合理性があり、機能している」と否定的な見解を示している。

津波避難促すアプリ
川崎で実証実験、課題も
地域情報共有 切迫感伝え

津波からの避難を後押しするスマートフォンアプリの実証実験が川崎市で行われた。家族らの所在や避難所に到着した人数を確認できるのが特徴で、浸水の恐れがある地域の住民らが「自分は逃げなくても大丈夫」という心理に陥るのを防ぐ狙いがある。アプリを試した住民からは実用化への期待感が示される一方、「慌ててしまうので、スマホをチェックする余裕はない」と課題も指摘された。

アプリは、東北大災害科学国際研究所と、東大地震研究所、富士通、川崎市が2017年から取り組む共同プロジェクトで開発された。試作版だが、昨年12月の実証実験で浮かんだ課題を踏まえ、使い勝手や機能を改良した。登録した家族ら「大切な人」の所在を衛星利用測位システム(GPS)で確認できるほか、避難所の入り口に設置したカメラで把握した到着人数が更新表示される。

住宅の倒壊や火災などで通れなくなった道路を確認した利用者がその情報を投稿する機能もあり、後から避難する人の判断に役立ててもらえる。また、沖合の津波観測情報を基に人工知能(AI)で地元の浸水可能性を予測できるという。

実証実験は川崎区で行われた訓練の中に組み込まれ、85人がアプリを利用。スマホを手

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

に、避難施設の市立四谷小学校などに向かった。

県立川崎高校１年の女子生徒（15）は「通れない道がすぐに分かるし、登録した友達がどこにいるか確認できるので、とてもいい」と評価。塩浜町内会の長島郁夫会長は「大勢避難しているのが分かると、自分もという気持ちになる」と効果を実感した。

一方で、川崎高１年の男子生徒（15）は「便利だけど、地域みんなでアプリを使わないと情報を共有できない」と課題を指摘。塩浜３丁目町内会の高橋いで子会長は「私は避難中に見る余裕がなかった。地元の状況をよく知っている人でなければ、使いこなすのは難しいのではないか」と受け止めた。

災害時に陥りがちな心理として、直面する事態を過小評価し自分は安全だと思い込む「正常性バイアス」のほか、危険な目に遭わなかった過去のケースと同じと受け止めてしまう「経験の逆機能」などがある。東日本大震災でもこれらが人々の行動を妨げ、停電による情報不足も重くなったことで、逃げ遅れにつながったとされている。

プロジェクトを主導する東北大の今村文彦教授は当時の教訓を踏まえ、「まずは逃げる、ということを最優先にした上でアプリを活用してほしい。大都市なので、大勢の避難に伴う混乱を防ぐことが重要だ」と強調。東大の古村孝志教授は「防災や風水害時の情報も提供するなど、普段から使えるアプリにする必要がある」との認識を示した。

市はさらに改良を図り、実用化を目指す方針だ。

神奈川新聞

「複合災害」備えを

国連防災機関・水鳥代表インタビュー

国連防災機関（UNDRR）の水鳥真美代表は、20日までに、頻発する気象災害と新型コロナウイルスの感染拡大により「われわれは複合災害の現実の中にいる」と述べ、災害対応の最前線に立つ地域社会の役割が増しており、避難所となる学校での防災教育などの備えが必要になっていると強調した。東日本大震災発生から10年を前に共同通信のオンラインインタビューに応じた。

コロナ禍、地域の役割増す

水鳥氏は東日本大震災のような大きな災害では「あらゆる災害の特徴が顕著に出てくる」と指摘。心のケア対策など学べることは多く、教訓の共有が一層重要だとした。UNDRRは防災分野での国連活動を調整、各国への災害情報の発信も担う。

UNDRRによると、世界では大規模な自然災害で年間６万人前後が死亡。特に洪水や山火事などの気象災害が各地で猛威を振るい、新たな感染症が発生する可能性も高く「一つの災害にだけ備えていては命を守れない非常に厳しい状況だ」とした。日本の対策については「気候変動は環境省、感染症は厚生労働省と、縦割り行政のため人員や予算を柔軟に配分できていない」と指摘。医療機材や人材への投資不足も問題だとした。一方、川崎市などで試みが始まった人工知能（AI）を用いた避難支援は災害弱者対策に有効だとして期待を示した。震災の教訓を巡っては、昨年11月にUNDRRが新たに策定した津波の避難指針を紹介。複合災害下では、感染症対策の外出禁止令より避難を優先することや、避難所での換気の徹底と医療従事者の配置を求めた。指針は岩手県釜石市の小中学生約600人が防災教育を生かし、自主的に高台へ避難した例も紹介。水鳥氏は「子どもは単に保護の対象ではない。子が学べば親にも伝わる」と語った。

水鳥　真美氏（みずとり・まみ）

一橋大卒。外務省で国連政策課長や会計課長などを歴任し辞職。18年３月、国連事務総長特別代表の防災担当に日本人女性で初めて就任。同月から国連国際防災戦略（現・国連防災機関）代表。18年５月と19年５月には宮城県石巻市や岩手県釜石市など東日本大震災の被災地を訪れ、被災者らと交流した。60年生まれ、東京都出身。

南海トラフ大津波30年以内の確率公表

地震調査委「できることから対策を」

マグニチュード（M）８～９の南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生し、東北～九州の沿岸各地が３ｍ以上の大津波に襲われる確率が公表された。

政府・地震調査委員会が評価対象とした352市区町村のうち、確率が「26％以上（非常に高い）」だったのは、静岡や三重、和歌山、高知各県などの計71市区町村。神奈川はゼロだったものの、鎌倉など相模湾側の３市が「６～26％未満（高い）」とされた。活用の難しいリスク情報だが、高さ３ｍの津波では木造住宅が全壊する可能性があるため、避難や対策が欠かせない。

公表された市区町村別の津波高の確立は、南海トラフで「次」に起きる可能性が高い巨大地震によるものだ。同トラフの地震で歴史上、最大級だった1707年の宝永地震のほか、1854年の安政東海地震と安政南海地震、1944年の昭和東南海地震と46年の昭和南海地震といった過去のケースを基に、地震の発生領域や起こりやすいタイプを考慮して算出した。

政府・中央防災会議が防災対策上、最大クラスとして想定したＭ９超の超巨大地震は過去の発生が明らかでないため、除外された。

沿岸部での波高が３ｍ以上、５ｍ以上、10ｍ以上となる確率をそれぞれ市区町村別に出したが、地震調査委は「多様なケースを想定しており、不確実性もある」と説明。具体的な数値は公表せず、「26％以上（非常に高い）」、「６～26％未満（高い）」、「６％未満」という三つの区分で評価結果を示している。

その結果、３ｍ以上となる確立が「26％以上」となった地域は、静岡県（浜松市西区、沼津市、南伊豆町など）や三重県（伊勢市、熊野市、志摩市など）、和歌山県（和歌山市、田辺市、串本町など）、高知県（高知市、室戸市、黒潮町など）に目立った。このうち、南伊豆町や志摩市、田辺市、黒潮町などは５ｍ以上の確立も「26％以上」だった。

地震調査委の委員長を務める平田直東大地震研究所教授は「（極めて低頻度な）最悪のシナリオと別に、高い頻度で起こりうる津波に対して、できることから対策に取り組んでほしいということだ」と津波高確率の趣旨を説明。「例えば、３ｍの津波が高い確率で来る地域では、木造住宅が流されてしまうので、防波堤を整備したり、重要な施設について適切な対策を取ったりすることが必要だ」と強調している。

各市区町村の詳しい確率評価については今後、防災科学技術研究所（茨城県つくば市）のウェブサイト「地震ハザードステーションＪ－ＳＨＩＳ」で公開される予定。

遠州灘海底に〝証拠〟４万年に巨大地震200回

海洋研究開発機構などのチーム

近い将来の発生が懸念されている南海トラフ巨大地震を巡り、海洋研究開発機構などのチームが、静岡県西部沖（遠州灘）の海底掘削調査で過去４万～５万年間に平均200年置きで巨大地震が起きた可能性を示す地層を採取したと発表した。マグニチュード（M）８級の巨大地震が繰り返したとみている。

「タービダイト」という地層で、地震などによって海底の土砂が巻き上げられて再び積もってできた砂などの層。５万～４万年前以降で、地震200回分に当たる約200枚を確かめ

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

た。

海洋機構によると、南海トラフ沿いでは100～200年置きで巨大地震が繰り返しているとも考えられているが、遠州灘では間隔が長い可能性が指摘されている。金松敏也上席技術研究員は「非常に貴重な記録だ。地震の規模、間隔を解明したい」としている。

チームは昨年１月、プレート境界の南海トラフ沿いに当たる静岡県・御前崎の南約50㌔で、探査船「ちきゅう」から特殊な装置を下ろして海底に突き刺し、厚さ80㍍以上の地層を採取。分析対象とした浅い方の約40㍍分で、約200枚のタービダイトを確認した。１枚当たりの厚さは10㌢弱だった。

南海トラフで「ゆっくり滑り」
巨大地震との関係は不明

南海トラフ巨大地震を巡り、紀伊半島～九州の海岸から数十㌔沖合の海底下でプレート境界が強い揺れを出さずに動く「ゆっくり滑り」が2008～18年に少なくとも４回発生したのを観測したと、東京大と海上保安庁のチームが発表した。想定される震源域の南側、深さ20㌔より浅い地下とみられるが、巨大地震との関係は分かっていない。

ゆっくり滑りは地震計では捉えられないが、地面の動き（地殻変動）に現れるため、陸上に置いたGPS機器などで観測されている。11年の東北地方太平洋地震（東日本大震災）の前にも震源近くで起きたと考えられているが、観測できるのは陸に近い海域に限られていた。チームの横田裕輔東京大講師（海底情報学）は「巨大地震との関係を解明するため観測を続けたい」としている。

海保が南海トラフ沿いの海底に機器15台を設置。年に数回、衛星と測量船でのデータを回収し、分析した。その結果、紀伊半島や四国、九州に及ぶ海域の計７カ所で、５～８㌢のゆっくり滑りとみられる地殻変動が起きていたと結論した。周辺では海のプレートが陸の下に沈み込んでいるが、ゆっくり滑りはこれとは反対の方向だった。

７カ所は、地下のプレート同士が強くくっついた固着率の高い領域の周辺。昭和の東南海地震（1944年）や南海地震（46年）などでは、こうした領域が一気にはがれ、強い地震が起きたと考えられている。昨年１月15日付の科学誌サイエンスアドバンシズ電子版で発表した。

南海トラフ死者「７割減」
静岡県、対策推進で試算

静岡県は、南海トラフ巨大地震対策として防潮堤整備や津波避難タワーの設置を進めた結果、2013年度に最大約10万５千人と試算していたマグニチュード（M）９クラスの地震による想定死者数が、７割減の約３万３千人となったと発表した。

県は東日本大震災の教訓を踏まえてまとめた被害想定を基に減災対策を進め、22年度に想定死者数を約２万人まで減らすことを目指している。

県の担当者は「これまでは順調に対策できている」としつつ、さらに沿岸部の整備を進める必要性を強調。「住民に避難計画の重要性を呼び掛け、避難意識の向上にもつなげたい」と話した。

県の新たな試算によると、津波による死者は約６万９千人減少する。今年３月に浜松市沿岸の防潮堤が完成し、これまでに県沿岸部200㌔余りで整備が完了。約1500カ所で津波避難タワーの設置や避難ビルの指定を済ませ、浸水区域で津波から避難できる住民の割合が97％になったとして、これまでの対策の効果を強調した。

建物の倒壊や火災による死者は、建物の耐震化率が08年の79.3％が18年には89.3％と、10ポイント向上したことなどにより、約3100人減るとした。川勝平太知事は同日の記者会見で「県民の命を守る対策をこれまで以上に推進したいと」と述べた。

万華鏡 21 ホントの餃子？

千葉県支部 出口 臥龍

餃子の話をしよう。ご多分に漏れず、筆者は餃子が大好きだ。薄皮で、噛んだときパリパリとする食感がいい。香りもまた悪くない。よくニンニクの匂いが嫌いだとおっしゃる方がおられるが、あれはニンニクの匂いというより、息を吐いた人間の口臭が気になるのではなかろうか。ニンニクは味の引き立て役で、フランス料理にもイタリア料理にもふんだんに使われている◆初めて中国を旅行したのは半世紀も昔だが、なんで日本人は、餃子なんて卑しいものを食べるのだ、と言われた記憶がある。餃子大好き人間としては聞き捨てならない。だが話題の多い国だ。見るもの、聞くもの目新しく、餃子の話はすっかり忘れていた◆その後、仕事の関係で上海に住む時期があった。食事はすべて外食だ。近くに馴染みの飯屋ができた。餃子を注文すると水餃子が出てきた。「焼いたの」と言うと「そりゃ鍋貼（クォティエ）というてな、ご主人が食った水餃子の残りを、翌日、使用人が焼いて食ったんじゃ」。親父は眉を顰（ひそ）めながら焼餃子を持ってきた。ところが今度はニンニクの匂いがしない。恐るおそる訊くと「なんてこった。餃子にニンニクなんて邪道だ」と嘯いた。以後、私の餃子には下しニンニクが添えてあった。

令和２年７月豪雨災害支援金のお願い

昨年７月３日から熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地において集中豪雨が発生しました。熊本県南部を中心に死者数は60人以上になっています。被災された皆様にはお悔やみ申し上げます。当会においても支援金のお願いをしています。

〔記〕

【お振込先】

１、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　４７５７６６０
口 座 名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

２、郵便振替は……００１１０－２－１７００７６
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

また今後も全国各地で災害が発生したときのために継続的に支援金の募集をさせて頂くことになりました。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

代表理事　大濱　　眞

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2021.2.15 SSKP 通巻第7596号

組織部報告２月

●新入会員

大阪府支部　宮　崎　純　代

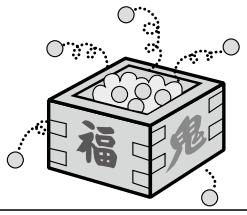

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

岩手県支部　猫　塚　信　一　様
宮城県支部　高　橋　昭　治　様
山形県支部　小　林　松　雄　様
神奈川県支部　宝子山　正　博　様

＜編集後記＞

昨年の今頃から世界中に広がり、それまでの生活が一変したコロナ感染症。

そして求められた『新しい生活様式』

手洗い・マスクは当然の事。密集・密接・密閉（３密）を避け、不要不急の外出を避けることが求められた。

働き方も変わり、職場に行かないテレワークが増え、行くにしても他人との距離をとっての通勤や時差通勤。仕事の会議もオンライン。

全脊連が出席している委員会等もほとんどＷＥＢと会場出席の併用会議となり、地方にいる私にとって時間を有効に使える意味では「あり！」だった。

８月のお盆過ぎ、少し収まったかに見えた感染者数が11月初旬から又増え始め、年明けの東京の感染者数は月曜日としては過去最高の884名、東京の累計でも63,000人越え。

「７月から始まったGOTOキャンペーンが悪い」という声が多く聞かれ、年末年始の約２週間一時中止されたが、ほんとにそうだろうか？

それまで閑散としていた地方観光地がGOTOキャンペーンで大賑わい。だからと言って「土産物店員やホテルマンが感染した」とはほとんど聞かない。

それよりも出張で県外に行き懇親会等で感染し!?　帰宅後、同僚に移し！家族に移し！がほとんど。

その後自覚症状がないことで地元の飲食店での会食でさらに感染！そしてクラスター！

正月明けの感染者数、主要14都道府県で約８割。他33県が２割。

その２割の地域に住んでいる我々も親戚づきあいを遠慮した今年の正月。

早ければ２月末からワクチン接種が始まるという。

京都支部担当で準備を進めて頂いている全脊連定期総会。

会員がコロナに感染することなく６月京都に集まり、予定通り開催されることを祈るばかりだ。　（光）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

使い捨て型 親水性コーティング 自己導尿カテーテル

自己導尿カテーテルには、再利用型、使い捨て型などのタイプがあります。
特に、使い捨て型で、親水性コーティングが施されているカテーテルは
パッケージから取り出してすぐに使用でき、外出時にも手間がかかりません。

現在の自己導尿カテーテルにお困りでしたら、一度医療機関にご相談ください。

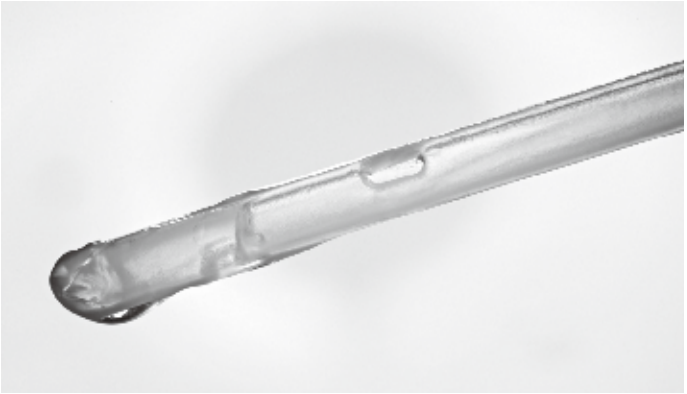

親水性コーティングとは?
水が付着すると、カテーテル表面で水滴にならずに広がる性質(親水性)をもつコーティング。

自己導尿カテーテルは、医療機器です。医師の指導の下で、ご選択・ご使用下さい。

2016年4月、診療報酬に特殊カテーテル加算(親水性コーティングを有するもの)が新設されました。

コロプラスト株式会社 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-1-30 イタリア文化会館ビル
www.coloplast.co.jp 0120-66-4469

Coloplast

© 2017-03 無断複写・転載を禁じます。
The Coloplast logo is a registered trademark of Coloplast A/S. All rights reserved Coloplast A/S

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年二月十五日発行　SSKP　通巻第7596号

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

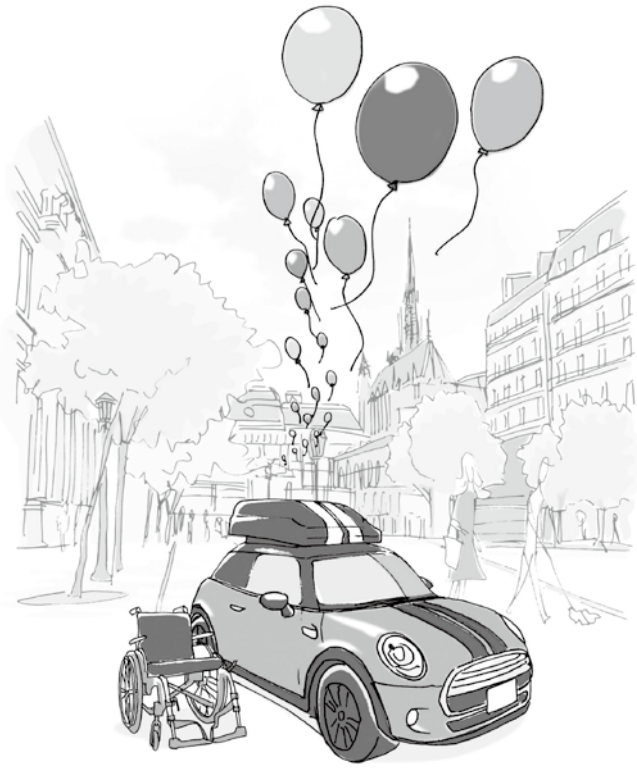

Happy car life

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

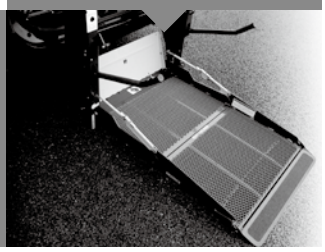

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
（公社）全国脊髄損傷者連合会
発行人　東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷